

OCX Mobile Access SIM 個別規定

BBIX 株式会社

第 1 章 総則

第 1 条 (適用範囲)

1. BBIX 株式会社(以下「当社」といいます。)は、この OCX Mobile Access SIM 個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange 利用規約に基づき、SIM を提供します。SIM のサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める個別規定として SIM の利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定と Open Connectivity eXchange 利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第 2 条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange 利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「SIM 利用者」とは、SIM 利用契約を締結した者をいいます。
2. 「SIM 利用契約」とは、本個別規定に基づき SIM 利用者と当社の間で成立する SIM の利用に関する契約をいいます。
3. 「SIM」とは、当社が提供するモバイルデータ通信回線を利用するのに必要な契約者識別情報等の小型記憶装置をいいます。
4. 「カード型 SIM」とは、SIM のうち、IC カードに契約者識別情報等を記録したものをいいます。
5. 「eSIM」とは、SIM のうち、通信端末に内蔵された記憶装置等に、電気通信回線を通じて契約者識別情報等を記録したものをいいます。
6. 「本回線」とは、SIM により利用できるモバイルデータ通信回線をいいます。
7. 「利用申込」とは、SIM 利用者による SIM 利用契約の申込をいいます。
8. 「発送申込」とは、利用申込が承諾されたカード型 SIM を SIM 利用者に発送するための申込をいいます。

9. 「発行申込」とは、利用申込が承諾された eSIM を SIM 利用者に発行するための申込をいいます。
10. 「特典 SIM」とは、別途 OCX Mobile Access データパック個別規定で定めるデータパック年間契約の特典により付与された SIM をいいます。
11. 「利用開始日とは」、カード型 SIM については SIM 利用契約の発送申込を当社が承諾し、発送が行われた日の翌日から起算して 4 日目をいい、eSIM については当社が専用コントロールパネル上で eSIM の発行を行った日をいいます。
12. 「SIM オプション機能」とは、「OCX Mobile Access」で利用する各 SIM ごとに、必要に応じて個別の機能を追加できる仕組みをいいます。

第 2 章 利用契約

第 3 条 (利用契約の条件)

SIM 利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第 4 条 (利用契約の単位)

当社は、1つのリソースごとに1つのSIM利用契約を締結します。

第 5 条 (利用契約の成立)

1. SIM 利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法により、当社に対して行うものとします。
2. SIM 利用契約の申込にあたっては当社が申込の内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを提出又は送信が必要です。
3. 当社は SIM 利用契約の申込者から提供された情報に基づき、SIM の提供の可否を判断します。
4. SIM 利用契約は、前 2 項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を SIM 利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
5. SIM 利用契約が成立し、カード型 SIM においては SIM 利用者による発送申込及びカード型 SIM の配送が完了後、eSIM においては当社による発行完了後、当該 SIM を利用できるものとします。

第 6 条 (キャンセル)

1. SIM 利用者は、SIM の利用申込完了から 72 時間が経過するまでに、当該 SIM の利用申込のキャンセルを当社所定の方法により当社に対して申告できるものとします。
2. 前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を SIM 利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日をもって当該 SIM の利用申込はキャンセルされるものとし、すでに当該 SIM の利用申込により SIM 利用契約が成立している場合、その利用契約は契約成立時点に遡って失効するものとします。
3. SIM 利用者は、カード型 SIM の発送申込完了後、または eSIM の発行完了後に、当該 SIM の利用申込のキャンセルをすることはできないものとします。

第 3 章 SIM の提供

第 7 条 (SIM の提供範囲)

当社は、SIM 利用者に対し、本個別規定の内容に従い、SIM を提供するものとします。

第 8 条 (SIM オプション機能)

1. SIM 利用者は、当社所定の方法により、SIM オプション機能の追加および SIM オプション機能の削減の申込を行うことができます。
2. SIM オプション機能の追加および削減は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾を SIM 利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。

第 9 条 (提供区域)

本回線のサービス提供区域は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト (<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。また、その提供区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、本回線を利用することができない場合があります。

第 10 条 (利用開始日)

当社は、利用開始日までに SIM 利用者のもとにカード型 SIM の配送が完了することを保証せず、当社に起因する場合を除いて、いかなる理由によってもカード型 SIM の配送が遅延した事によって SIM 利用者が発生する不利益等について責任を負わないものとします。

第 11 条 (SLA の非設定)

SIM から Virtual Mobile Gateway までの通信において、当社は Service Level Agreement (SLA) を設定しません。

第 4 章 SIM の貸与等

第 12 条 (SIM の貸与)

1. 当社は、SIM 利用者にカード型 SIM を貸与し、SIM 利用者は当該カード型 SIM を自らが使用し、当社が指定する事業者を除いて、カード型 SIM を転貸与することはできないものとします。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するカード型 SIM を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを SIM 利用者に通知します。

第 13 条 (SIM の返還)

当社からカード型 SIM の貸与を受けている SIM 利用者は、次項に該当する場合、当社が定める方法により該当のカード型 SIM を当社が指定する場所へ速やかに返還していただきます。

1. SIM 利用契約が終了したとき。
2. 第 9 条第 2 項の規定により、当社が SIM を変更するとき。
3. SIM 利用者が該当の SIM を利用しなくなったとき。

第 5 章 利用料金

第 14 条 (利用料金及び利用料金の計算方法)

1. SIM の利用料金、カード型 SIM の送料、SIM におけるデータ通信の利用料金（以下、あわせて「利用料金等」といいます。）および支払い条件は、当社が別途定めるものとします。
2. 前項の利用料金等について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
3. SIM におけるデータ通信は、当該月の初日から末日までに利用した通信容量に応じた従量課金となります。なお、初日の計測開始時刻及び末日の計測終了時刻は月によって前後する場合があります。
4. 利用料金等のうち、初期費用は、SIM 利用契約の申込を当社が承諾した日の翌日から起算して 3 日目、または当社がカード型 SIM の発送申込ないし eSIM の発行申込を承諾した日のいずれか早い日に発生するものとします。なお、特典 SIM については、SIM 利用者は利用申込を行う必要はなく、特典 SIM の初期費用は発生しないものとします。
5. 利用料金等のうち、月額料金の課金開始日は、利用開始日とします。
6. 利用料金等のうち、月額料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
7. SIM の利用料金の課金終了日は、当社が SIM 利用者からの解約の申込を承諾した日とします。なお、SIM 利用者による SIM の一時的な通信停止(休止)の申込は、解約の申込に当たらないため、通信停止の申込が承諾された SIM の利用料金は発生するものとします。
8. SIM 利用契約が SIM 利用者による解約以外の方法で終了した場合、SIM の利用料金の課金終了日は SIM 利用契約の終了日とします。
9. SIM オプション機能の利用料金の課金開始日は、SIM オプション機能の利用申込ごとに、当社がその申込を承諾した日を課金開始日とします。
10. SIM オプション機能の利用料金の課金終了日は、SIM オプション機能の解約申込ごとに、当社がその申込を承諾した日とします。

第 6 章 SIM 利用契約の終了

第 15 条 (SIM 利用者による解約)

1. SIM 利用者が SIM 利用契約を解約しようとするときは、事前に当該 SIM 契約に付随する全ての SIM オプション機能に関する契約を解約の上、当社所定の方法により、当社に対して申込を行うものとします。
2. 前項に従って行われた SIM 利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、SIM 利用契約最終日を SIM 利用者へ当社指定の方法により通知するものとします。

第 16 条 (専用コントロールパネルの利用契約終了による終了)

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、SIM 利用契約は自動的に終了します。

第 17 条 (利用契約終了後の取扱い)

SIM 利用契約の終了時点で存在する SIM 利用者的一切の債務については、SIM 利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第7章 雑則

第18条 (SIMの管理義務)

1. SIM利用者は当社がSIM利用者に対して提供するSIMを善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
2. SIM利用者は、当社がSIM利用者に対して提供するSIMにつき通信キャリアが当社に対して課す管理義務その他の義務を遵守するものとします。また、SIM利用者によるSIMの管理不十分、使用上の過誤等による損害はSIM利用者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第19条 (SIMの再発行)

1. SIM利用者は、次項に定める初期不良に該当するSIMについて、利用開始日から30日以内に別途当社が定める方法により申告することで、再発行することができるものとします。なお、再発行したカード型SIMの送料は、SIM利用者が負担するものとします。
2. 初期不良とは、SIM利用者が新品未開封のカード型SIMを受領した時点での破損・不具合またはSIM利用者がカード型SIMを当社の指示及び仕様に従って正常に利用したにもかかわらずカード型SIMに生じた電氣的・機械的故障をいいます。なお、デバイスとカード型SIMとの組み合わせによっては、正常なカード型SIMを利用した場合であっても通信が確立しない場合があります、この場合は初期不良に該当しないこととします。

第20条 (クラウドサービスへの情報の保管)

SIM利用者は、当社が提供するサービスの運用及び品質向上のために、通信履歴や発信者情報等の通信の秘密に関わる情報を当社以外のクラウドサービスに保管する必要があることに予め同意するものとします。

(2025年3月31日 制定実施)

(2025年12月18日 改定実施)

(2026年2月5日 改定実施)